

－特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律－  
「特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画」認定申請のご利用の手引き

【小型無人機（法第2条第1項第2号）関係】

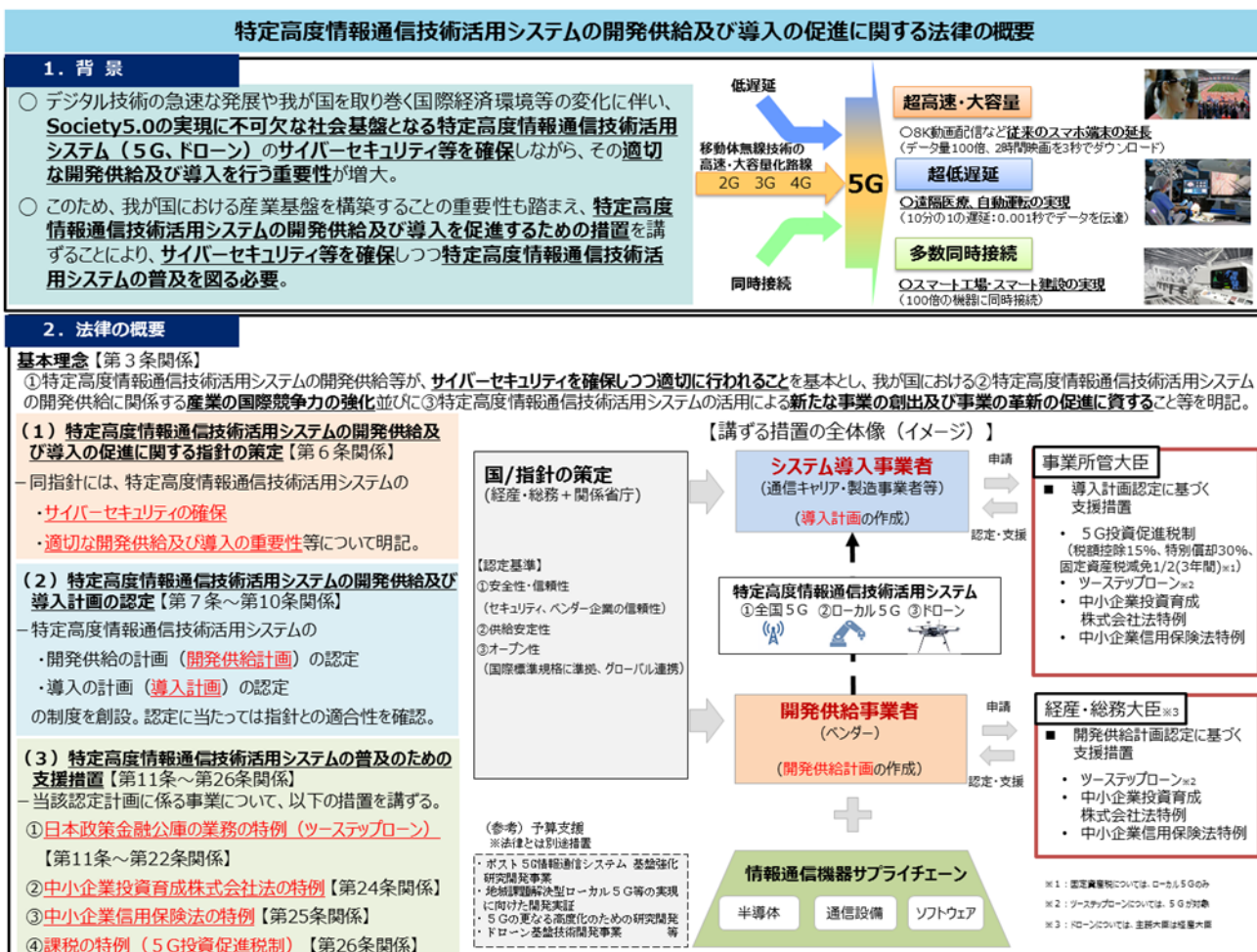
## 目次

|                                              |    |
|----------------------------------------------|----|
| 1. 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画等の概要 .....          | 2  |
| (1) 制度の概要 .....                              | 2  |
| (2) 制度利用のポイント .....                          | 2  |
| (3) 本制度の対象となる事業者 .....                       | 2  |
| 2. 手続き方法 .....                               | 4  |
| (1) 申請書の作成 .....                             | 4  |
| (2) 開発供給計画の申請 .....                          | 4  |
| 3. 事前相談窓口・申請書提出先 .....                       | 6  |
| 4. 申請書の記載方法 .....                            | 7  |
| (1) 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定申請書 .....       | 7  |
| (2) 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の変更申請書 .....       | 15 |
| (3) 認定開発供給計画の軽微な変更の届出書 .....                 | 16 |
| (4) 認定開発供給計画の実施状況報告書 .....                   | 17 |
| 5. 参考1. 各種様式 .....                           | 18 |
| (1) 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定申請書 .....       | 18 |
| (2) 認定開発供給計画の軽微な変更の届出書 .....                 | 23 |
| (3) 認定開発供給計画の変更申請書 .....                     | 24 |
| (4) 認定開発供給計画の実施状況報告書 .....                   | 25 |
| 6. 参考2. 関係法令抜粋 .....                         | 26 |
| (1) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律 ..... | 26 |

# 1. 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画等の概要

## (1) 制度の概要

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（以下「法」という。）における「特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画（以下「開発供給計画」という。）」及び「特定高度情報通信技術活用システム導入計画（以下「導入計画」という。）」は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入（以下「開発供給等」という。）が、サイバーセキュリティを確保しつつ適切に行われることにより、特定高度情報通信技術活用システムの安全性・信頼性の向上を図ること等を目的として策定するものです。



## (2) 制度利用のポイント

開発供給計画及び導入計画について、法の規定に基づいて主務大臣の認定を受けた場合、指定金融機関におけるツーステップローンや、中小企業投資育成株式会社法の特例措置、中小企業信用保険法の特例措置等による金融支援策が用意されています。

## (3) 本制度の対象となる事業者

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行おうとする事業者は、開発供給計画や導入計画を作成し、「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針」（令和2年総務省・経済産業省告示第2号）に定める要件等を満たすことで、認定を受けることができます。

開発供給等に係る計画を策定して認定を受けた場合は、次の支援措置を受けることができます。

## ①金融支援措置

開発供給計画の認定を受けた事業者及び導入計画の認定を受けた事業者は、中小企業投資育成株式会社法の特例、中小企業信用保険法の特例、株式会社日本政策金融公庫（国民・中小企業）の貸付といった金融支援措置を受けることができます。具体的な制度概要や要件は以下をご確認ください。

### 中小企業投資育成株式会社法の特例

- 中小企業投資育成株式会社は、中小企業の自己資金の充実を促進し、その健全な成長、発展を図るための投資等の事業を行うことを目的とする、政策実施機関。
- 中小企業投資育成株式会社の新規投資の対象は、資本金が3億円以下の株式会社に限定されているところ、特定高度情報通信技術活用システムの計画認定を受けた事業者であれば、**資本金が3億円以上の株式会社であっても新規投資の対象となるような特例措置**を講ずる。

#### 【中小企業投資育成株式会社法の特例措置】

##### ■ 特例措置の対象

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律において、

①特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定を受けた中小企業及び

②特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けた中小企業

##### ■ 特例措置の内容

対象の事業者が、

①資本金が3億円を超える株式会社を設立する場合

②資本金が既に3億円を超えている株式会社である中小企業者が株式等を発行する場合に、中小企業投資育成株式会社による、以下の直接投資支援の対象とする。

- 株式会社の設立に際し発行される株式の引受け及び保有
- 増資に際して発行される株式の引受け及び保有
- 新株予約権の引受け及び保有
- 新株予約権付社債の引受け及び保有

### 中小企業信用保険法の特例

- 計画認定を受けた中小企業者が、民間金融機関を利用して信用保証付き融資を受ける際、中小企業信用保険法の特例により、一般枠とは別枠の保証等を措置

#### 【中小企業信用保険法の特例措置】

##### ■ 特例措置の対象

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律において、

①特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定を受けた中小企業

又は

②特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けた中小企業

##### ■ 特例措置の内容

###### ○ 付保限度額

| 保険の種類  | 通常適用される付補限度額 | 本法の特例措置によって適用される付保限度額                |
|--------|--------------|--------------------------------------|
| 普通保険   | 2億円          | 左記とは別に2億円<br>(左記と併せて合計4億円まで)         |
| 無担保保険  | 8000万円       | 左記とは別に8000万円<br>(左記と併せて合計1億6000万円まで) |
| 特別小口保険 | 2000万円       | 左記とは別に2000万円<br>(左記と併せて合計4000万円まで)   |

###### ○ 保険料の特例

信用保険法の特例により借入時の信用保証料をリスク区分に関わらず一律料率とする。  
(信用保証料は各信用保証協会所定)

## 日本政策金融公庫の特別貸付

- 計画認定を受けた中小企業者が、認定を受けた計画に沿って開発供給や導入を行う際の設備導入資金等について、日本政策金融公庫から融資を受けられる金融支援制度を措置。

### 【日本政策金融公庫の特別貸付】

#### ■貸付対象

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律において、

- ① **特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定を受けた中小企業**  
又は
- ② **特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けた中小企業**

#### ■資金使途

認定を受けた計画に基づき行われる 5G システムやドローンシステムの開発供給・導入に必要な設備導入等

#### ■主な貸付条件

|                |                                                           |
|----------------|-----------------------------------------------------------|
| 貸付限度額          | 中小企業事業: 7億2000万円(うち運転資金2)<br>国民生活事業: 7200万円(うち運転資金4800万円) |
| 貸付利率           | 基準利率▲0.65%                                                |
| 貸付期間<br>(据置期間) | 設備資金20年以内(うち2年以内)、<br>運転資金 7年以内(うち2年以内)                   |

## 2. 手続き方法

### (1) 申請書の作成

- ① 申請書様式類は以下の URL からダウンロードできます。

経産省 HP : [https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/mono/robot/houritsu.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/robot/houritsu.html)

- ② 申請書の作成にあたっては「4. 申請書の記載方法」をご覧ください。

### 【申請書作成上のポイント】

- ★1 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針に照らし、安全性・信頼性、供給安定性、オープン性が適切に確保されていること。
- ★2 小型無人機及び自動操縦システムの開発供給等が、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- ★3 申請書が「4. 申請書の記載方法」に準じたものであること。

### (2) 開発供給計画の申請

開発供給計画の認定を受ける場合は、以下の手続きに従って申請を行ってください。

- ① 申請書(様式第一)に必要事項をご記入いただき、必要な添付書類(参考1.「特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画」様式の記載例を参照)とともに、経済産業省に、申請書類を郵送または直接提出してください。

② 申請に係る開発供給計画が認定の要件に適合すると認められる場合は、申請書類を提出してから通常 1 か月以内に経済産業大臣が認定を行い、申請者に対して認定書（様式第二）が交付されます。また、認定後に申請者の名称や開発供給計画の概要が公表されます。

③ 申請単位、対象

開発供給計画の申請単位は、小型無人機（操縦装置を含む）、自動操縦システムです。

**【申請書類】<sup>1</sup>**

- 申請書（様式第一）
- 添付書類（4. 申請書の記載方法を確認ください）
- 返信用封筒<sup>2</sup>（レターパックなど到着確認ができるものを推奨）

---

<sup>1</sup> ここに記載した書類のほか、当該申請に係る計画が認定の要件を満たしていることを確認するために、主務大臣が書類の提出を求めることがあります。

<sup>2</sup> A4 の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが返送可能な金額）を貼付。ただし、認定書を窓口まで直接受け取りに来る場合は不要です。

### 3. 事前相談窓口・申請書提出先

#### 【開発供給計画：事業所管官庁】

経済産業省製造産業局産業機械課次世代空モビリティ政策室 TEL 03-3501-1691



## 4. 申請書の記載方法

### 参考 1. 「特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画」様式の記載例

#### (1) 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定申請書

様式第一（第4条第1項関係）

特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定申請書

① 年 月 日

経済産業大臣 名 殿

② 住 所  
名 称  
代表者の氏名

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第7条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称 \_\_\_\_\_

代表者名（事業者が法人の場合） \_\_\_\_\_

資本金の額又は出資の総額 \_\_\_\_\_

③ 常時使用する従業員の数 \_\_\_\_\_

④ 法人番号 \_\_\_\_\_

⑤ 日本標準産業分類における該当中分類名称及びその番号 \_\_\_\_\_

⑥ 担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス等） \_\_\_\_\_

⑦ 2 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給段階 開発段階 ・ 供給段階

⑧ 3 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の目標 \_\_\_\_\_

①日付は申請書の提出日を記載してください。

②氏名を自署する場合、押印は省略できます。押印する場合は、登録されている実印としてください。

申請者住所は登記簿謄本の本店所在地を記載してください。

代表者の氏名には役職名も記載してください。

③法人番号は商業登記簿謄本に記載の会社法人等番号ではなく、13桁の法人番号を記載してください。（ハイフン不要）。個人事業主など、資本金を有しない場合や法人番号が指定されていない場合は、それぞれ記載不要です。

④日本標準産業分類における該当中分類名称及びその番号は、日本標準産業分類を確認のうえ、該当する中分類の名称と番号（2桁）を記載してください。（二以上に該当する場合は、主たる分類から順に記載してください。）

（例：「情報通信機械器具製造業 30」）

⑤本計画の記載に関する問合せをさせていただくこともありますので、必ず連絡の取れる連絡先を記載してください。

⑥開発供給を行うシステムについて、開発段階又は供給段階の別を記入ください。なお、開発中のシステムであって、申請時点の記載内容に変更が生じた場合は変更届の提出が必要になります。

⑦我が国産業の国際競争力強化、新事業創出・事業革新による社会課題解決等、小型無人機もしくは自動操縦システムの開発供給によって実現しようとする目標を、後述の特定高度情報通信技術活用システムの安全性・信頼性、供給安定性、オープン性の確保という観点に留意しつつ記載してください。その際、開発供給を行うシステムの用途（点検業者向け、建設業者向け、物流業者向け等）及び開発供給予定量、導入予定事業者についても併せて記載してください。

#### 4 特定高度情報通信技術活用システム開発供給の内容及び実施時期

- (1) 開発供給を行う特定高度情報通信技術活用システムの内容  
特定高度情報通信技術活用システムを構成する機器等の詳細（一覧）

⑧

| メーカー | 種別（注1） | 製品名 | 型番・型式 | （小型無人機の場合）<br>最大離陸重量<br>（kg） | 主な仕様等 | 通し番号 |
|------|--------|-----|-------|------------------------------|-------|------|
|      |        |     |       |                              |       |      |

（注1）種別は、以下のいずれかから選択し記載すること。

- ・小型無人機（操縦装置を含む。）
- ・自動操縦システム

（注2）

- (i) 上記の記載については、今後、開発供給予定のシステムだけでなく、開発中のシステム及び既に開発が完了し供給を開始したシステムについても記載可能。
- (ii) 開発中のシステムであって、申請時に型番・型式が未定の場合は、型番・型式の欄は空欄とし、確定後遅滞なく、軽微な変更の届出書を提出すること。

⑧記載例は以下参照。

| メーカー   | 種別(注1)          | 製品名         | 型番・型式     | （小型無人機の場合）<br>最大離陸重量<br>（kg） | 主な仕様等 | 通し番号 |
|--------|-----------------|-------------|-----------|------------------------------|-------|------|
| A 株式会社 | 小型無人機（操縦装置を含む。） | Soramobi720 | AB1234567 | 20kg                         |       | 1    |
| B 株式会社 | 自動操縦システム        | Soratobu123 | CD7654321 | —                            |       | 2    |

（主な仕様等の記載内容例）

飛行性能、対環境性能、通信仕様、カメラ・ジンバル仕様等を記載すること。

（通し番号について）

同時に複数のシステムについて申請を行う場合には、通し番号を付与してください。

（カタログ等の添付）

申請書には、種別毎に、開発供給を行う特定高度情報通信技術活用システムに関するカタログや仕様書等の、システムの概要が分かる資料を添付してください。



(2) 特定高度情報通信技術活用システムの安全性・信頼性、供給安定性及びオープン性の確保措置

| 項目      |                                                                                  | 確保措置の内容                                                          |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 安全性・信頼性 | 開発供給を行うシステムのサイバーセキュリティに係る脆弱性の評価及び適切な対策の実施（注3）                                    | ⑨                                                                |
|         | 開発供給したシステムの導入事業者が当該システムのサイバーセキュリティを持続的に確保することを支援するために必要な体制の整備                    | ⑩                                                                |
|         | 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成三十年度版）」におけるサプライチェーンリスク対策の内容と同等の対応を含むサイバーセキュリティ対策の実施 | ⑪                                                                |
|         | 所有関係及びガバナンスの透明性の確保                                                               | ⑫                                                                |
|         | 過去三年間の実績を含めた、国際的に受け入れられた基準の遵守（注4）                                                | ⑬<br><input type="checkbox"/> 過去三年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準に反していない。  |
|         | 外国の法的環境等による開発供給の適切性への影響                                                          | ⑭                                                                |
| 供給安定性   | サプライチェーンを含む必要な開発供給能力確保に関する計画の整備                                                  | ⑮                                                                |
|         | 保守及び管理の方針の整備                                                                     | ⑯                                                                |
|         | 事業継続計画の策定                                                                        | ⑰                                                                |
|         | システムの開発供給に係る国内関係法令の遵守（注5）                                                        | ⑱<br><input type="checkbox"/> システムの開発供給に係る国内関係法令（航空法、電波法等）を遵守する。 |
| オープン性   | 他システムとの相互接続性・相互運用性の確保                                                            | ⑲                                                                |

（注3）サイバーセキュリティを確保するための規程を添付すること。

（注4）過去三年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準に反していない場合は、□にレ印を付けること。

（注5）システムの開発供給に係る国内関係法令を遵守している場合は、□にレ印を付けること。

(3) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の実施時期

⑨～⑲ 記載例次頁参照。

|   | 記入要領                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑨ | <ul style="list-style-type: none"> <li>サイバーセキュリティに関するリスクを経営リスクの一つとして位置付け、システムの開発供給に関わる、平常時及び非常時の責任体制及び関係者の役割分担を明確にしていること【体制、役割分担に関する説明資料】</li> <li>開発供給を円滑かつ確実に行うために必要な事項を定めた運用規程等において、サイバーセキュリティに関する事項を定めていること【規程】</li> <li>サイバーセキュリティの確保に関する運用を的確に行うに足る知識及び技能を有する者として、情報処理安全確保支援士又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を配置していること【配置している資格等保有者のリスト】</li> <li>PDCAサイクルの循環により、継続的なサイバーセキュリティの水準の向上につながる仕組みを構築し、その有効化を図るため、次のいずれかを実施していること【ISO27001 認定書若しくはそれと同等のチェックを行ったことの第三者による証明】 <ol style="list-style-type: none"> <li>サイバーセキュリティの確保のための管理体制について、第三者認証（ISO 27001）を取得し、維持していること</li> <li>定期的に、サイバーセキュリティに関する外部監査等（当該監査を受けられないやむを得ない事情がある場合は、外部監査に準じた措置として組織内において講じるものを含む。）を実施するとともに、当該外部監査等の結果に基づき、サイバーセキュリティ対策の改善を行っていること</li> </ol> </li> <li>開発供給を行うシステムについて、サイバー攻撃に対する脅威分析を実施し、脅威を認識した上で、リスク評価を行い、当該リスクに応じた脆弱性対策を実施すること。なお、その際、以下のいずれも満たすこと。【ISO15408 や IEC62443、その他ドローンのセキュリティが担保できるセキュリティ基準の第三者認定書またはこれら基準と同程度のセキュリティ基準を担保していることを示す書類、通信経路とデータ保存場所を特定した上で、これらが暗号化及び認証機能が実装されていることを示す書類】 <ol style="list-style-type: none"> <li>ISO15408 や IEC62443、その他ドローンのセキュリティが確保できるセキュリティ基準を担保し、第三者の認証を取得すること、またはこれら基準と同程度のセキュリティ基準を担保していることを示すこと。</li> <li>小型無人機で取得した情報（フライトログ、撮影データ等）を暗号化すること。</li> <li>小型無人機および自動操縦プログラム間の通信経路を暗号化すること。</li> <li>開発供給を行うシステム内外において、操縦者・管理者、機器本体、機器システム、クラウド等の適切な識別と認証による相互認証の仕組みを講ずること。</li> </ol> </li> </ul> |
| ⑩ | <ul style="list-style-type: none"> <li>脆弱性関連情報の取扱いについてのポリシーを策定、公表していること【脆弱性関連情報の取り扱いポリシー】</li> <li>開発供給するシステムに使用するソフトウェア等の脆弱性情報を収集する体制を確保するとともに、調整機関と情報交換を行うための窓口を設置すること【体制及び窓口に関する説明資料】</li> <li>開発供給を行うシステムに脆弱性が発見された場合、速やかに脆弱性検証を行うとともに、対策方法を作成する体制が整備されていること【脆弱性検証等の体制に関する説明資料】</li> <li>脆弱性の概要や作成した対策方法を、当該システムの導入を行う者に速やかに通知するとともに、導入を行う者における脆弱性対策実施に必要な技術的情報を提供する体制が整備されていること【システムの導入者の脆弱性対策を支援するための体制に関する説明資料】</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

|   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| ⑪ | <ul style="list-style-type: none"> <li>導入事業者が意図しないシステムの変更や情報の窃取等が行われないよう、外部委託や他社製品の調達がある場合はそれも含めて、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成三十年度版）」におけるサプライチェーンリスク対策の内容と同等の対応を含むサイバーセキュリティ対策として講じている対策を示すこと【サプライチェーンリスク対応のために講じている対策の説明】</li> <li>開発供給を行うシステムの以下の主要な構成要素のサプライヤーリストを示すこと【主要構成要素のサプライヤーリスト】 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ フライトコントローラ</li> <li>✓ CPU</li> <li>✓ 通信モジュール</li> <li>✓ プロポ</li> <li>✓ 自動操縦システム</li> </ul> </li> <li>開発供給を行うシステムで使用するオープンソースソフトウェアについて、使用するソフトウェア名、バージョン情報リストを示すこと【オープンソースソフトウェアのサプライヤーリスト】</li> </ul> |
| ⑫ | <ul style="list-style-type: none"> <li>申請事業者及び⑪に掲げる主要な構成要素のサプライヤーの事業者の法人形態、所有関係を示すこと。<br/>【上場企業の場合：有価証券報告書、企業の所有関係を示す書類】<br/>【非上場企業の場合：財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）、企業の所有関係を示す書類】</li> <li>コーポレートガバナンスに関する規程を策定し、企業経営上の意思決定体制が整備されていること【コーポレートガバナンスに関する規程、定款、取締役会規定、役員のリスト及び略歴、等、企業経営の体制に関する説明資料】</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                |
| ⑬ | <ul style="list-style-type: none"> <li>申請事業者及び⑪に掲げる主要な構成要素のサプライヤーが、過去３年間の実績を含めて、以下に例示するような国際的な基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む）に反する行動をとっていないこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国連決議</li> <li>✓ 国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約 等</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| ⑭ | <ul style="list-style-type: none"> <li>申請事業者及び⑪に掲げる主要な構成要素のサプライヤーが、その本社等の立地する場所の法的環境等により開発供給の適切性が影響を受けない理由を示すこと【外国の法律等により、外国政府等から開発供給の適切性が影響を受けないことの説明資料】</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| ⑮ | <ul style="list-style-type: none"> <li>申請事業者及び⑪に掲げる主要な構成要素のサプライヤーの開発供給の拠点及び以下の供給能力をもつことを示すこと【開発供給拠点並びにその供給能力に関する実績及び計画】 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 継続的に当該製品を量産できる体制にあること</li> <li>✓ 申請事業者およびサプライヤーの供給安定性に関するリスクをどのようにとらえ、どのように対応しているかを示すこと</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                              |
| ⑯ | <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の項目を含む保守及び管理の方針を策定し、概要を示すこと【保守・管理方針の概要】 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 社内規定で保守のプロセス管理がされていること</li> <li>✓ 迅速で継続的な保守サービスを提供できる体制が整備されていること</li> <li>✓ 事故原因の分析・特定が可能なデータにユーザーがアクセスできること</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| ⑰ | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業継続ガイドライン等に基づいて BCP を策定し、その概要を示すこと【BCP の概要】</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

|   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑮ | <ul style="list-style-type: none"> <li>航空法、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律、電波法等の国内関係法令を遵守すること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                            |
| ⑯ | <ul style="list-style-type: none"> <li>開発供給を行う機器で扱うプロトコルやインターフェースについて、他システムとの接続が可能であることの実績又は開発段階であればその達成見込みがあることを確認できる設計概要を提出すること。なお、少なくとも以下の項目について HP 等で公表していることを示すこと。【実績又は設計概要】 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ハードウェア：カメラ・ジンバル間のインターフェース</li> <li>➤ ソフトウェア：ファイル出力の形式</li> <li>➤ 制御系：制御のために活用されるプロトコル</li> </ul> </li> </ul> |

※⑨～⑯の欄中にある【】書きについては、それぞれ書類を添付すること。

②0

## 5 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の実施体制

②1

## 6 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給を行うために必要な資金の額及びその調達方法

(単位：百万円)

| 費用                              | 調達方法 | 政府関係金融機関からの借入れ | 民間金融機関等からの借入れ | 自己資金 | その他 | 合計 | 備考 |
|---------------------------------|------|----------------|---------------|------|-----|----|----|
| 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に必要な資金の合計額 |      |                |               |      |     |    |    |
| 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に必要な資金の額   | 年度   |                |               |      |     |    |    |
|                                 | 年度   |                |               |      |     |    |    |
|                                 | 年度   |                |               |      |     |    |    |
|                                 | 年度   |                |               |      |     |    |    |

(注6)「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。

(注7) 民間金融機関からの融資について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

②2

## 7 期待する支援措置等

## (1) 期待する支援措置

| 支援措置                           | 希望する | 希望しない |
|--------------------------------|------|-------|
| 株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）    |      |       |
| 中小企業投資育成株式会社法の特例               |      |       |
| 中小企業信用保険法の特例                   |      |       |
| 株式会社日本政策金融公庫（国民・中小事業）の貸付（低利融資） |      |       |

②3

## (2) 支援措置の対象とする機器（上記の支援措置のいずれかを希望する場合のみ記載）

(単位：百万円)

|     | 設備投資<br>所要資金額 | 導入する機<br>器等の種類 | 数量 | 単価 | 金額 | 設置場所 |
|-----|---------------|----------------|----|----|----|------|
| 年度  |               |                |    |    |    |      |
| 年度  |               |                |    |    |    |      |
| 年度  |               |                |    |    |    |      |
| 合計額 |               |                |    |    |    |      |

②0 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に係る実施体制（社内、社外の連携体制を含む。）について、製造責任者、設計担当者及び製造担当者等ごとにその人数を記載すること。

(例)

製造責任者（開発責任者） 1人

設計担当者 ○○人

製造担当者 ○○人

㉔期待する支援措置等の全てに○をつけてください。また、株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）及び株式会社日本政策金融公庫（国民・中小事業）の貸付（低利融資）の両方を記載する場合には、㉔の「政府関係金融機関からの借入れ」において、いずれの支援措置を期待するのか分かるように明示してください。

【例】

| 費用 \ 調達方法                       |        | 政府関係金融機関からの借入れ             |
|---------------------------------|--------|----------------------------|
| 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に必要な資金の合計額 |        | 100（ツーステップローン）<br>50（低利融資） |
| 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に必要な資金の額   | 2020年度 | 70（ツーステップローン）<br>30（低利融資）  |
|                                 | 2021年度 | 30（ツーステップローン）<br>20（低利融資）  |

㉔特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理に関し、申請者自身が日本国内に保守及び管理の拠点を有していること又は日本国内に保守及び管理の拠点を有している事業者との提携により保守及び管理を実施できる体制を確保していることについて説明してください。

【添付書類】

申請書の提出には、以下に記載する書類を添付して提出してください。

- 1－(1) 定款（これに準ずるものを含む。）の写し
- 1－(2) 登記事項証明書（申請者が登記をしている場合）
- 2－(1) 事業報告の写し又はこれに準ずるもの
- 2－(2) 貸借対照表又はこれに準ずるもの
- 2－(3) 損益計算書又はこれに準ずるもの
- 3 計画の実施に必要な資金の使途及びその調達方法の内訳



## (2) 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の変更申請書

様式第六（第6条第2項関係）

認定開発供給計画の変更申請書

② 経済産業大臣 名 殿

① 年 月 日

③ 住 所  
名 称  
代 表 者 の 氏 名

年 月 日付で認定を受けた認定開発供給計画について、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、下記の変更の認定を受けたいので申請します。

記

1. 開発供給計画認定番号  
2. 変更事項  
④ 3. 変更事項の内容

(備考)  
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)  
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

①日付は申請書の提出日を記載してください。

②提出時点での経済産業大臣名を記載してください。

③氏名を自署する場合、押印は省略できます。押印する場合は、登録されている実印としてください。

申請者住所は登記簿謄本の本店所在地を記載してください。

代表者の氏名には役職名も記載してください。

④変更事項の内容については、対比表を用いるなど、変更前後で変更内容が分かるよう具体的に記載してください。また、変更箇所が多岐に渡る場合は、変更箇所のリストを添付してください。

|                        |
|------------------------|
| 変更申請が必要な変更の例           |
| ○特定高度情報通信技術活用システムの種別追加 |
| ○事業概要の変更 など            |

### (3) 認定開発供給計画の軽微な変更の届出書

様式第五（第6条第1項関係）

認定開発供給計画の軽微な変更の届出書

② 経済産業大臣 名 殿

① 年 月 日

③ 住 所  
名 称  
代 表 者 の 氏 名

年 月 日付で認定を受けた認定開発供給計画について下記の通り軽微な変更を行ったので、第6条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 開発供給計画認定番号  
2. 変更事項  
④ 3. 変更事項の内容

(備考)  
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)  
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

①日付は申請書の提出日を記載してください。

②提出時点での経済産業大臣名を記載してください。

③氏名を自署する場合、押印は省略できます。押印する場合は、登録されている実印としてください。

申請者住所は登記簿謄本の本店所在地を記載してください。

代表者の氏名には役職名も記載してください。

④ 変更事項の内容については、対比表を用いるなど、変更前後で変更内容が分かるよう具体的に記載してください。また、変更箇所が多岐に渡る場合は、変更箇所のリストを添付してください。

| 軽微な変更の例              |
|----------------------|
| ○設備名称の変更             |
| ○型番/型式の変更・追加※        |
| ○代表者の変更、連絡先担当者の変更 など |

軽微な変更に該当するか判断がつかない場合は、計画の認定を受けた事業所管省庁等にご確認ください。

#### (4) 認定開発供給計画の実施状況報告書

様式第十三（第9条関係）

認定開発供給計画の実施状況報告書

② 経済産業大臣 名 殿

① 年 月 日

③ 住 所  
名 称  
代 表 者 の 氏 名

年 月 日付で認定を受けた認定開発供給計画の実施状況を下記の通り報告します。

記

④ 1. 開発供給計画認定番号

⑤ 2. 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の目標の達成状況

3. 実施した特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の内容

(備考)  
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

① 日付は申請書の提出日を記載してください。

② 提出時点での経済産業大臣名を記載してください。

③ 氏名を自署する場合、押印は省略できます。押印する場合は、登録されている実印としてください。

申請者住所は登記簿謄本の本店所在地を記載してください。

代表者の氏名には役職名も記載してください。

④ 認定申請書「4 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の目標」で記入いただいた目標について、その達成状況を記載してください。

⑤ 認定を受けた開発供給計画に基づいて、実施した特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の内容について、具体的に記載してください。

## 5. 参考 1. 各種様式

### (1) 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定申請書

#### 様式第一 (第 4 条第 1 項関係)

#### 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 名 殿

住所  
称  
名  
代表者の氏名

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき、  
下記の計画について認定を受けたいので申請します。

#### 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画

##### 1 名称等

事業者の氏名又は名称

代表者名 (事業者が法人の場合)

資本金の額又は出資の総額

常時使用する従業員の数

法人番号

日本標準産業分類における該当中分類名称及びその番号

担当者連絡先 (所属、氏名、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス等)

##### 2 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給段階

開発段階 ・ 供給段階

##### 3 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の目標

#### 4 特定高度情報通信技術活用システム開発供給の内容及び実施時期

##### (1) 開発供給を行う特定高度情報通信技術活用システムの内容

特定高度情報通信技術活用システムを構成する機器等の詳細（一覧）

| メーカー | 種別（注1） | 製品名 | 型番・型式 | （小型無人機の場合）<br>最大離陸重量<br>（kg） | 主な仕様等 | 通し番号 |
|------|--------|-----|-------|------------------------------|-------|------|
|      |        |     |       |                              |       |      |

（注1）種別は、以下のいずれかから選択し記載すること。

- ・ 小型無人機（操縦装置を含む。）
- ・ 自動操縦システム

（注2）

（i）上記の記載については、今後、開発供給予定のシステムだけでなく、開発中のシステム及び既に開発が完了し供給を開始したシステムについても記載可能。

（ii）開発中のシステムであって、申請時に型番・型式が未定の場合は、型番・型式の欄は空欄とし、確定後遅滞なく、軽微な変更の届出書を提出すること。

(2) 特定高度情報通信技術活用システムの安全性・信頼性、供給安定性及びオープン性の確保措置

| 項目      |                                                                                  | 確保措置の内容                                                     |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 安全性・信頼性 | 開発供給を行うシステムのサイバーセキュリティに係る脆弱性の評価及び適切な対策の実施（注3）                                    |                                                             |
|         | 開発供給したシステムの導入事業者が当該システムのサイバーセキュリティを持続的に確保することを支援するために必要な体制の整備                    |                                                             |
|         | 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成三十年度版）」におけるサプライチェーンリスク対策の内容と同等の対応を含むサイバーセキュリティ対策の実施 |                                                             |
|         | 所有関係及びガバナンスの透明性の確保                                                               |                                                             |
|         | 過去三年間の実績を含めた、国際的に受け入れられた基準の遵守（注4）                                                | <input type="checkbox"/> 過去三年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準に反していない。  |
|         | 外国の法的環境等による開発供給の適切性への影響                                                          |                                                             |
| 供給安定性   | サプライチェーンを含む必要な開発供給能力確保に関する計画の整備                                                  |                                                             |
|         | 保守及び管理の方針の整備                                                                     |                                                             |
|         | 事業継続計画の策定                                                                        |                                                             |
|         | システムの開発供給に係る国内関係法令の遵守（注5）                                                        | <input type="checkbox"/> システムの開発供給に係る国内関係法令（航空法、電波法等）を遵守する。 |
| オープン性   | 他システムとの相互接続性・相互運用性の確保                                                            |                                                             |

（注3）サイバーセキュリティを確保するための規程を添付すること。

（注4）過去三年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準に反していない場合は、□にレ印を付けること。

（注5）システムの開発供給に係る国内関係法令を遵守している場合は、□にレ印を付けること。

(3) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の実施時期

5 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の実施体制

6 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給を行うために必要な資金の額及びその調達方法

(単位：百万円)

| 費用                              | 調達方法 | 政府関係金融機関からの借入れ | 民間金融機関等からの借入れ | 自己資金 | その他 | 合計 | 備考 |
|---------------------------------|------|----------------|---------------|------|-----|----|----|
| 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に必要な資金の合計額 |      |                |               |      |     |    |    |
| 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に必要な資金の額   | 年度   |                |               |      |     |    |    |
|                                 | 年度   |                |               |      |     |    |    |
|                                 | 年度   |                |               |      |     |    |    |
|                                 | 年度   |                |               |      |     |    |    |
|                                 | 年度   |                |               |      |     |    |    |

(注6) 「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。

(注7) 民間金融機関からの融資について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

7 期待する支援措置等

(1) 期待する支援措置

| 支援措置                           | 希望する | 希望しない |
|--------------------------------|------|-------|
| 株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）    |      |       |
| 中小企業投資育成株式会社法の特例               |      |       |
| 中小企業信用保険法の特例                   |      |       |
| 株式会社日本政策金融公庫（国民・中小事業）の貸付（低利融資） |      |       |

(2) 支援措置の対象とする機器（上記の支援措置のいずれかを希望する場合のみ記載）

(単位：百万円)

|     | 設備投資<br>所要資金額 | 導入する機器等の種類 | 数量 | 単価 | 金額 | 設置場所 |
|-----|---------------|------------|----|----|----|------|
| 年度  |               |            |    |    |    |      |
| 年度  |               |            |    |    |    |      |
| 年度  |               |            |    |    |    |      |
| 合計額 |               |            |    |    |    |      |



## 添付書類

|       |                           |
|-------|---------------------------|
| 1－(1) | 定款の（これに準ずるものを含む。）の写し      |
| 1－(2) | 登記事項証明書（申請者が登記をしている場合）    |
| 2－(1) | 事業報告の写し又はこれに準ずるもの         |
| 2－(2) | 貸借対照表又はこれに準ずるもの           |
| 2－(3) | 損益計算書又はこれに準ずるもの           |
| 3     | 計画の実施に必要な資金の使途及びその調達方法の内訳 |

## (備考)

1. 経済産業大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## (2) 認定開発供給計画の軽微な変更の届出書

### 様式第五 (第6条第1項関係)

#### 認定開発供給計画の軽微な変更の届出書

経済産業大臣 名 殿

年 月 日

住 所  
名 称  
代 表 者 の 氏 名

年 月 日付けで認定を受けた認定開発供給計画について下記のとおり軽微な変更を行ったので、第6条第1項の規定に基づき届け出ます。

#### 記

1. 開発供給計画認定番号
2. 変更事項
3. 変更事項の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

### (3) 認定開発供給計画の変更申請書

様式第六 (第6条第2項関係)

#### 認定開発供給計画の変更申請書

経済産業大臣 名 殿

年 月 日

住 所  
名 称  
代 表 者 の 氏 名

年 月 日付けで認定を受けた認定開発供給計画について、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、下記の変更の認定を受けたいので申請します。

#### 記

1. 開発供給計画認定番号
2. 変更事項
3. 変更事項の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

#### (4) 認定開発供給計画の実施状況報告書

様式第十三 (第9条関係)

##### 認定開発供給計画の実施状況報告書

経済産業大臣 名 殿

年 月 日

住 所  
名 称  
代 表 者 の 氏 名

年 月 日付けで認定を受けた認定開発供給計画の実施状況を下記のとおり報告します。

##### 記

1. 開発供給計画認定番号
2. 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の目標の達成状況
3. 実施した特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 6. 参考2. 関係法令抜粋

### (1) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、情報通信技術の分野における技術革新の進展及び我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に伴い、国民生活及び経済活動の基盤となる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等がサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下この章及び第二十八条において同じ。）を確保しつつ適切に行われることが我が国における産業基盤を整備する上で重要であることに鑑み、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針の策定、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずることにより、特定高度情報通信技術活用システムの普及を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展並びに我が国の安全保障に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定高度情報通信技術活用システム」とは、次に掲げるものをいう。

一 (略)

二 国、地方公共団体若しくは重要社会基盤事業者（サイバーセキュリティ基本法第三条第一項に規定する重要社会基盤事業者をいう。次号において同じ。）の事業又はこれに類するものとして政令で定める事業に係る点検、測量その他の政令で定める業務を一体的に行うよう構成された小型無人機（高度な情報通信技術を活用することにより飛行中の位置、姿勢及び状態を高度に制御できることその他の政令で定める性能を有するものに限る。）及び当該小型無人機に係る当該業務に応じ使用する撮影機器その他の経済産業省令で定める機器並びにこれらに係るプログラムの集合体

三 国、地方公共団体若しくは重要社会基盤事業者の事業又はこれに類するものとして政令で定める事業に係る政令で定める業務を一体的に行うよう構成された主務省令で定める設備、機器及び装置並びにこれらに係るプログラムの集合体（高度な情報通信技術を活用するものに限る。）であって、その開発、提供及び維持管理並びに導入がサイバーセキュリティを確保しつつ適切に行われることが前二号に掲げるものに準じて必要なものとして政令で定めるもの

2 この法律において「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給」とは、特定高度情報通信技術活用システムの開発又は提供及び維持管理（当該特定高度情報通信技術活用システムの一部を構成する設備、機器又は装置及びこれらに係るプログラムの集合体として主務省令で定めるものの開発又は提供及び維持管理を含む。）をいう。

3 この法律において「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等」とは、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び特定高度情報通信技術活用システムの導入をいう。

(基本理念)

第三条 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等は、特定高度情報通信技術活用システムが我が国における国民生活及び経済活動の基盤となることに鑑み、サイバーセキュリティを確保しつつ適切に行われることを基本とし、我が国における特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に係る産業の国際競争力の強化並びに特定高度情報通信技術活用システムの活用による新たな事業の創出及び事業の革新の促進に資することを旨とし、国及び事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的かつ積極的に行うものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 国は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行う事業者に対して集中的かつ効果的に支援を行うよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第五条 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行う事業者は、第三条の基本理念にのっとり、国が実施する特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 第二章 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針

第六条 主務大臣は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

- 2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

二 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に関する次に掲げる事項

イ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の内容に関する事項

ロ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進のための方策に関する事項

ハ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に当たって配慮すべき事項

三 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行うために必要な資金の調達の円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫（第四章第一節及び第三十五条において「公庫」という。）及び第十三条第四項第三号ロに規定する指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

- 3 主務大臣は、経済事情の変動その他の情勢の推移により必要が生じたときは、指針を変更するものとする。

- 4 主務大臣は、指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。次条第四項及び第九条第四項において同じ。）に協議するものとする。

- 5 主務大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第七条 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給を行おうとする事業者は、単独で又は共同して、その実施しようとする特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に関する計画（以下「特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

- 2 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の目標

二 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の内容及び実施時期

三 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の実施体制

四 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給を行うために必要な資金の額及びその調達方法

五 前各号に掲げるもののほか、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に関し必要な事項

- 3 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その旨の認定をするものとする。

一 当該特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画が指針に照らし適切なものであること。

二 当該特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画に係る特定高度情報通信技術活用システムの開発供給が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

- 4 主務大臣は、第一項の認定に当たり必要があると認めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議することができる。

5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の概要を公表するものとする。

（特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の変更等）

第八条 前条第一項の認定を受けた事業者（以下「認定開発供給事業者」という。）は、当該認定に係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画を変更するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定開発供給事業者がその認定に係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定開発供給計画」という。）に従って特定高度情報通信技術活用システムの開発供給を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定開発供給計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定開発供給事業者に対して、当該認定開発供給計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 主務大臣は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

（特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定）

第九条 特定高度情報通信技術活用システムの導入（認定開発供給計画に係る特定高度情報通信技術活用システムが含まれているものに限る。以下この章及び次章において同じ。）を行おうとする事業者は、単独で又は共同して、その実施しようとする特定高度情報通信技術活用システムの導入に関する計画（以下「特定高度情報通信技術活用システム導入計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 特定高度情報通信技術活用システム導入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定高度情報通信技術活用システムの導入の目標
- 二 特定高度情報通信技術活用システムの導入の内容及び実施時期
- 三 特定高度情報通信技術活用システムの導入を行うために必要な資金の額及びその調達方法
- 四 前三号に掲げるもののほか、特定高度情報通信技術活用システムの導入に関し必要な事項

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る特定高度情報通信技術活用システム導入計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その旨の認定をするものとする。

- 一 当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画が指針に照らし適切なものであること。
- 二 当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画に係る特定高度情報通信技術活用システムの導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 主務大臣は、第一項の認定に当たり必要があると認めるときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議することができる。

5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る特定高度情報通信技術活用システム導入計画の概要を公表するものとする。

（特定高度情報通信技術活用システム導入計画の変更等）

第十条 前条第一項の認定を受けた事業者（以下「認定導入事業者」という。）は、当該認定に係る特定高度情報通信技術活用システム導入計画を変更するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定導入事業者がその認定に係る特定高度情報通信技術活用システム導入計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定導入計画」という。）に従って特定高度情報通

信技術活用システムの導入を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定導入計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定導入事業者に対して、当該認定導入計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 主務大臣は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

第十一条～第三十条 (略)

(主務大臣等)

第三十一条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 (略)

二 指針（第二条第一項第二号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに係る部分に限る。）及び当該特定高度情報通信技術活用システムに係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画に関する事項  
経済産業大臣

三 指針（第二条第一項第三号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに係る部分に限る。）及び当該特定高度情報通信技術活用システムに係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画に関する事項  
政令で定める大臣

四 指針（第六条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）並びに開発供給等促進円滑化業務及び開発供給等促進業務に関する事項 経済産業大臣及び財務大臣

五 特定高度情報通信技術活用システム導入計画に関する事項 特定高度情報通信技術活用システム導入計画に係る事業を所管する大臣

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。ただし、次の各号に掲げる主務省令については、当該各号に定めるとおりとする。

一 (略)

二 第二条第二項の主務省令（同条第一項第二号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに係るものに限る。） 経済産業大臣の発する命令

三 第二条第一項第三号の主務省令及び同条第二項の主務省令（同号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに係るものに限る。） 前項第三号に定める主務大臣の発する命令

(権限の委任)

第三十二条 この法律による主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(経過措置)

第三十三条 (略)

第三十四条・第三十五条 略

附 則

(施行期日)

1・2 (略)